

平成 31 年 4 月 30 日現在

機関番号：32518

研究種目：基盤研究(B)（海外学術調査）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H05716

研究課題名（和文）近隣住民ネットワークの国際比較研究

研究課題名（英文）International Comparative Research on Neighborhood Network

研究代表者

大内 田鶴子（OUCHI, Tazuko）

江戸川大学・社会学部・特任教授

研究者番号：80327238

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,300,000円

研究成果の概要（和文）：グローバル化下、地域社会と市民・近隣組織に関する新たな理論枠が必要になっている。本研究は新しい社会に対応する近隣組織について実態を把握し、論点を整理した。1. イングランドでは自治会規模の住民組織が準自治体となっている。2. シアトル市ではボトムアップ式の協議体を設置し、合意形成能力を獲得し、その後政治対立に巻き込まれ機能不全に陥った。3. シアトル近郊の極小自治体の長期存続は、住民の凝集性の維持につとめたこと、コモンズの維持管理を行っていることなどによる。4. 個人が情報のコントロール力を持ちつつある現在、ITによる意見交換の仕組みと個人の情報発信のスキルが必要であることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

市民社会は国民国家と切り離され狭い地域社会に断片化しつつある。地域経済の衰退、災害の大規模化などリスク社会化に直面している中で住民の相互扶助を基礎にした近隣組織のネットワーク化の必要性和、地域社会と市民に関する新たな理論枠の構築が喫緊の課題である。

日本の町内会を見直し新しい政策的意義を発見するために、外国の近隣制度を調査し近隣レベルでの国際的な対話を行うことに役立つ知見を見出した。また地域や家族を解体する力として考えられている情報技術を、地域コミュニティの強化や地域活性化に役立てるための一助となる調査成果を得た。

研究成果の概要（英文）：Under globalization, we need new idea for frameworks of local governance related to neighborhood organizations. In this research, we distill some points through studies about actual situation on the neighborhood organization adapting to the forwarding community. 1. In England, local council of resident association is a semi-local government. 2. The city of Seattle established a bottom-up assembly that raised consensus building ability. But then became embroiled in political conflict. 3. The long-term survival of the minimal local governments near Seattle is due to the maintenance of the cohesion of the residents and maintenance of the commons. 4 Now individuals are having control ability of information. We necessary have to make a community system of dialogue by IT and have skills for personal transmission of information.

研究分野：社会学・地方自治

キーワード：近隣組織 地域自治 ネイバーフッド パリッシュカウンスル 自治会町内会 コミュニティ アメリカ イギリス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

グローバリゼーションは、市民社会を国民国家と切り離し、国境を越えて細分化された専門組織や、狭い地域社会に断片化しつつある。またグローバリゼーション下で地域経済が衰退し、国境を越えたテロの恐れ、災害の大規模化などリスク社会化に直面している。こうした中で住民の相互扶助を基礎にした近隣組織のネットワークの強化の必要性和、地域社会と市民に関する新たな理論枠が必要になっている。

コミュニティ政策学会を中心とした地域コミュニティの研究者は世界の自治制度や近隣組織の在り方について研究を重ねてきた。本研究はこれらの背景と研究の蓄積に基づき新しい社会環境に対応できるような近隣組織について実態を把握し、論点を整理するものである。

2. 研究の目的

近隣住民のネットワークを国際的視野から研究し、日本の近隣組織(町内会)を継承して発展させるための論点を探る。特に、インターネットとSNSの発達によって、米国、英国には強力な近隣組織の全国ネットワークがあり、その事実から学ぶこととする。また、アジアも含めた異文化の視点から見て、新たな市民の自治組織に発展させるための、組織運営方法・行政制度・コミュニケーション技術等を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

- (1) アメリカ・イギリスを中心に近隣住民ネットワークや最近の住民参加・地域民主主義の研究動向について、文献資料・行政資料を調査し、論点整理を行った。
- (2) アメリカ・イギリスを中心に、調査を受け入れてくれる具体的な地域社会・組織と交渉及び調整と実査をおこなった。現地調査によって、文献や資料では理解できない状況や組織・人間関係、記録に残せない事実の機微について確認した。

4. 研究成果

本プロジェクトの成果として整理された論点は、イングランドでは小規模町村や自治会連合会規模の地域住民組織が準自治体として法制化されていること。シアトル市ではボトムアップ式の協議機関を設置したところ次第に合意形成能力を獲得したが、政治対立に巻き込まれ機能不全に陥った。シアトル近郊の人口300人の自治体が100年存続できているのは、規模が住民のコミュニティの凝集性を維持するに適していること、コモنزの維持管理により共有意識を持っていることなど明らかになった。また情報のコントロール主体が政府・企業・マスコミから個人に移行しつつある現在、オンラインとオフラインを組み合わせた意見交換の仕組みをつくることと、個人の情報発信のスキルを高めるトレーニングが必要であることが明らかになった。このような知見は以下の事例から明らかになった。

- 1 英国ロンドン市ウェストミンスター区クインズパーク実践 (都心での新結成)
- 2 英国ケンブリッジシャーMarch Town 実践 (田舎でのパリッシュ・カウンシルの復活)
- 3 米国ポートランド市 NPO City Repair 実践 (コミュニティ育成に向かう近隣及び環境志向 NPO)
- 4 米国ワシントン州の住民近隣組織 IT 化の実態
- 5 米国シアトル市 ディストリクト・カウンシル見直し(地区協議会、実質的な廃止の理由)
- 6 米国キングカウンティ ボザール村実践 (最小自治体存続の極意)

また、3年間の成果のまとめとしてシンポジウムを実施した。2018年12月8日「コミュニティ組織化の新しい潮流 アメリカ・イギリス・日本」(コーディネーター大内田鶴子、司会玉野和

志、パネリスト鯉坂学・廣田有里・斎藤麻人)において、基調講演にシアトル市の元ネイバーフッド部部长 Jim Diers 氏をお招きして討論を行った。

5. 主な発表論文等

<雑誌論文>

1 大内 田鶴子 平成 28 年 4 月 論文「千代田区のマンションコミュニティ政策」日本マンション学会誌マンション学 (54), 187-192 頁(日本マンション学会)

2 大内 田鶴子 平成 29 年 3 月 論文「最小議会の研究—2016 年イギリス調査による社会学的試論—」江戸川大学紀要 (27), 343-351 頁(江戸川大学)

3 大内 田鶴子 平成 30 年 3 月 論文「自治会・町内会の新たな役割」江戸川大学紀要 (28), 371-382 頁(江戸川大学)

4 大内 田鶴子 平成 31 年 3 月 論文「シアトル市のネイバーフッド議会 (CNC / City Neighborhood Council)、ディストリクト・カウンスル(District council)、コミュニティ会議 (Community council) の研究」江戸川大学紀要(29) 359-367 頁(江戸川大学)

5 廣田有里,「コミュニティにおける ICT の活用とその役割—シアトル市の地域コミュニティを事例として—」江戸川大学紀要(29), p219-225, 2019-03

<図書>

1 大内 田鶴子 平成 29 年 5 月 『都市近隣組織の発展過程 コミュニティ・ガバナンスの日米比較論』春風社

<学会発表>

1 鯉坂学・玉野和志 2018 年 7 月 5 日
イギリスにおける準自治体 (Local Council・Parish Council) の現状とその意義の検討
：ケンブリッジ県 March およびロンドン Queen ' spark の Local Council を事例に
コミュニティ政策学会第 17 回大会 (福山市立大学)〔台風のため未開催〕

2 大内 田鶴子 平成 30 年 7 月「シアトル市行政監察報告書から見たディストリクト・カウンスルの問題点- 行政参加の仕組み見直し勧告-」コミュニティ政策学会 第 17 回全国大会 発表予稿集(福山)〔台風のため未開催〕

3 廣田有里, 2018 年 7 月 5 日「情報発信の観点から見たシアトル市のコミュニティ政策」コミュニティ政策学会第 17 回大会 (福山)〔台風のため未開催〕

4 斎藤麻人 2018 年 12 月 12 日：地域社会の組織化とその影響—ロンドンにおけるパリッシュカウンスル設立をめぐって 場所：GS フォーラム、横浜国立大学

5 鯉坂学 2019 年 12 月 8 日
イギリスにおける準自治体 Local/Parish/Town Council の現状とその意義
：ケンブリッジ県およびロンドンの Local Council を事例に
コミュニティ政策学会シンポジウム (首都大学東京秋葉原キャンパス)

6 鯉坂学 2019 年 3 月 15 日
イギリスにおける準自治体 - Parish/Town/Local Council - の現状とその意義
：町内会との比較の視点から
同志社大学人文科学研究所第 15 部会 研究例会 (同志社大学新町キャンパス)

<翻訳>

大内 田鶴子 平成 30 年 12 月 ジム・ディアス「コミュニティが強くなれば地方政府も役に立つ：シアトル市ネイバーフッド部の挑戦」の日本語翻訳 Seattle ' s Department of Neighborhoods: Enhancing Government Effectiveness by Empowering Communities コミュニティ政策学会 2018 年シンポジウム資料集

<講演>

大内 田鶴子 平成 29 年 1 月 講演「自治会町内会への期待と役割」あしたの日本を創る
協会 自治会町内会講座(東京)

大内 田鶴子 平成 29 年 6 月 講演「自治会・町内会から見た地域の改革～何が必要か～」水戸市住みよいまちづくり推進協議会(水戸市)

大内 田鶴子 平成 29 年 6 月 講演「都市型コミュニティのめざすべき姿は～江戸、同潤会、アメリカのネイバーフッドアソシエーションから学ぶ～」マンションコミュニティ研究会第 15 回フォーラム 都市型コミュニティの未来を考える(東京)

大内 田鶴子 平成 29 年 8 月 講演「これからの自治会・町内会活動」横浜市都筑区連合町内会自治会長研修会(熱海市)

大内 田鶴子 平成 29 年 9 月 講演「町会とマンション」～民生委員制度創設 100 周年記念～マンションセミナー (千代田区)

大内 田鶴子 平成 29 年 10 月 講演「町会・自治会の新たな役割～何が焦点か～」平成 29 年度中野区町会連合会研修会(神奈川県足柄市)

大内 田鶴子 平成 29 年 11 月 講演「自治会・町内会への役割と期待」平成 29 年地域コミュニティ講演会(茨城県茨城町)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

〔学会発表〕(計 6 件)

〔図書〕(計 1 件)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：鰻坂学

ローマ字氏名：AJISAKA Manabu

所属研究機関名：同志社大学

部局名：人文科学研究所

職名：嘱託研究員

研究者番号：60135960

研究分担者氏名：玉野和志

ローマ字氏名：TAMANO Kazushi

所属研究機関名：首都大学東京

部局名：人文科学研究科

職名：教授

研究者番号：00197568

研究分担者氏名：廣田有里

ローマ字氏名：HIROTA Yuri

所属研究機関名：江戸川大学

部局名：メディア・コミュニケーション学科

職名：教授

研究者番号：60453479

研究分担者氏名：林香織

ローマ字氏名：HAYASHI Kaori

所属研究機関名：江戸川大学

部局名：メディア・コミュニケーション学科

職名：准教授
研究者番号：50458676

(2)研究協力者
研究協力者氏名：小山騰
ローマ字氏名：Koyama Noboru

研究協力者氏名：ジム ディアス
ローマ字氏名：Jim Diers

研究協力者氏名：斎藤麻人
ローマ字氏名：Saito Asato

研究協力者氏名：吉田愛梨
ローマ字氏名：Yoshida Eri

研究協力者氏名：細淵倫子
ローマ字氏名：Hosobuchi Norico

研究協力者氏名：清野隆
ローマ字氏名：Seino Takashi

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。